

I 憲法をいかし守り、核兵器廃絶、平和・非同盟中立の日本を

1. 憲法をいかし守ること

- (1) 日本国憲法の、国民主権、恒久平和、議会制民主主義、基本的人権の尊重、地方自治などの理念・原理を国民の暮らしにいかすこと。
- (2) 解釈・明文による憲法改悪を行わず、立憲主義に基づく政治を行うこと。憲法 99 条に基づき憲法尊重擁護義務を厳守すること。
- (3) 集団的自衛権の行使を容認した「2014.7.1 閣議決定」を撤回すること。
- (4) 安全保障関連法制（戦争法）を廃止すること。また、自衛隊の海外派遣を行わないこと。
- (5) 基本的人権を侵害し、監視密告を広げる「共謀罪」法を廃止すること。
- (6) 特定秘密保護法、経済安保情報保護法を廃止すること。
- (7) 日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）を廃止すること。
- (8) 重要土地利用規制法を廃止すること。指定した「特別注視区域」「注視区域」を解除すること。
- (9) 「安保3文書」（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）閣議決定を撤回すること。
- (10) 防衛力強化財源確保法（軍拡財源確保法）を廃止すること。
- (11) 防衛産業基盤強化法（軍需産業支援法）を廃止すること。
- (12) 「改正」地方自治法は憲法に反することから直ちに元に戻すこと。「国の指示権」は発動しないこと。

2. 核兵器を廃絶し、平和で公正な世界を実現すること

- (1) 核兵器禁止条約に参加および署名・批准し、日本政府が核兵器廃絶にむけてイニシアティブを発揮すること。
- (2) 「非核三原則」を厳格に守るとともに法制化すること。核兵器の日本への持ち込みをいっさい認めない「神戸方式」を尊重すること。
- (3) アメリカによるビキニ環礁での水爆実験（1954年）がもたらした漁船被ばくの被害調査について、米政府に協力を働きかけること。
- (4) 外務省は、米政府との密約を含めてすべての文書を公開すること。核兵器の持ち込みに関する密約など、日米関係の米公文書を非公開にすることを要請しないこと。
- (5) 朝鮮半島における非核化が実現できるよう、平和的外交努力を早急にすすめること。
- (6) 「黒い雨」の被爆者について、線引きを行うことなく全被爆者を救済すること。

3. 日米安保条約を廃棄し、自衛隊の増強・海外派兵をやめること

- (1) 日米安全保障条約の廃棄を米国に通告し、基地も核もない非同盟・中立の日本をつくること。また、ただちに日米地位協定を抜本的に改定すること。
- (2) 政府は、有機フッ素化合物「PFAS」や似た構造の物質での汚染について、米軍に不使用、除去を求めるとともに、発生源の米軍基地へ自治体が立ち入り調査を行えるようにすること。また、米軍基地周辺の住民に対して国の責任で無料で調査・検査を行うこと。
- (3) 防衛関連予算を大幅に削減すること。武器の後年度負担による購入をただちにやめること。
- (4) 憲法前文及び第9条に基づき、国際紛争は軍事によらず平和的外交努力で解決すること。
- (5) 国際関係における領土・領海問題は平和的外交努力で解決をはかること。緊張状態を悪化させるいかなる行動も差し控えること。
- (6) 南北対話、米朝対話を踏まえ、北朝鮮による国際法を無視した行動などに対し、徹底した平和的外交努力によって解決をはかること。平和安全保障関連法制の発動などで、軍事的緊張をつくらないこと。
- (7) 沖縄の米軍基地について、普天間基地、高江ヘリパッド等の使用を即時中止し撤去・返還を米政府に求めること。辺野古での米軍新基地建設工事を直ちに中止すること。
- (8) 米軍・自衛隊によるオスプレイの配備・飛行訓練の中止を直ちに要請すること。低空飛行訓練において、約 60m（200 フィート）とした最低高度を 150m（500 フィート）に戻すこと。

- (9) 憲法違反の敵基地攻撃能力を持ったミサイル配備は、南西諸島をはじめ、すべて撤回すること。専守防衛を堅持し、トマホークの購入をやめること。
- (10) 度重なる米兵による暴行など事件や事故に対して、日本政府として米国政府ならびに在日米軍に対し、毅然とした態度で抗議すること。また、国内法を適用すること。情報を隠ぺいしないこと。
- (11) 米軍の低空飛行訓練、夜間連続離着陸(NLP)訓練をやめさせるよう米軍に要請すること。
- (12) 米軍再編のための費用負担をやめること。年間2,000億円を超える米軍「思いやり予算」を廃止すること。
- (13) 米原子力空母の横須賀母港化をやめること。米原子力空母ロナルド・レーガンの寄港を認めないこと。山口県岩国基地への米空母艦載機移転を撤回すること。
- (14) 全国の米軍・自衛隊基地計画および建設は即時中止すること。
- (15) 「防衛装備移転三原則」を撤回し、「武器輸出三原則」を厳格に堅持すること。
- (16) 大学等の研究機関の自主性・自立性が損なわれ、軍事研究につながる安全保障技術研究推進制度による補助金制度は、直ちにやめること。
- (17) 自衛隊情報保全隊等による市民監視、情報収集など市民運動を敵視する対応を直ちにやめること。
- (18) 尖閣諸島の領有の歴史上・国際法上の正当性について、国際社会に対して理を尽くして主張するとともに、軍事的緊張を高める行為は厳に慎むこと。
- (19) 日本政府は北方領土について、国後島、択捉島などの領土要求は放棄せず、全千島列島返還を求めてロシアとの交渉をすすめること。
- (20) 竹島領有権問題は、植民地支配の不当性を認め、韓国に対して協議を呼びかけることを基本にしつつ、国際司法裁判所での解決も含めて対応すること。

4. 国民保護計画を強要しないこと

- (1) 国民保護計画の運用について、自治体へ押し付けないこと。住民への情報公開と参加の保障、議会での事前・事後の審議の保障などを徹底すること。
- (2) 国民保護計画に基づく訓練に、自衛隊や米軍を参加させないこと。教育機関を計画に組み入れないこと。また、生徒・児童を有事訓練に参加させないこと。
- (3) 国民保護計画・危機管理のための自衛官の採用を地方自治体で推進しないこと。
- (4) 国や自衛隊及び在日米軍の戦争遂行を目的とする軍事訓練とこれに伴う業務について中止すること。
- (5) 自治体が保有する住民個人情報をもとに軍事目的のために提供しないこと。自治体が保有する住民の個人情報等の提供要請をやめること。
- (6) 自治体職員が自衛隊への体験入隊研修を行わないこと。

5. 政党助成金、小選挙区制を廃止し、民主主義を拡充すること

- (1) 衆議院小選挙区制度を廃止し、民意が正確に反映する選挙制度とすること。
- (2) 議会制民主主義を蹂躪し、民意を削る衆議院比例定数削減は行わないこと。
- (3) 国政選挙において、定数増などにより「一票の格差」を是正し、民意の反映する制度に改善すること。
- (4) 「金権腐敗政治」の温床となっている企業・団体献金を禁止すること。
- (5) 国民の思想・良心の自由を侵害する「政党助成金」を廃止すること。
- (6) 自治体労働者の政治活動・選挙活動の自由を保障すること。罰則規定を設け、自治体労働者の政治活動を規制する地方公務員法改悪は行わないこと。
- (7) 盗聴や司法取引制度を認めた刑事訴訟法等の改悪を元に戻すこと。
- (8) 主権者たる国民が選挙権を行使するにあたって判断材料が十分提供され、自由に公正な選挙・政治活動が保障されるよう公職選挙法の抜本改正を行うこと。